# 令和6年度

広島県立特別支援学校

幼稚部入学者募集実施要項

広島県教育委員会

## 令和6年度広島県立特別支援学校 幼稚部入学者募集実施要項 目次

1	広島中央特別支援学校			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	
2	広島南特別支援学校			•																•					•	•	3	
3	尾道特別支援学校	•		•							•						•			•	•				•	•	5	
4	呉南特別支援学校 ·	•		•																•					•	•	7	
参考	学校教育法施行令	(	抜	料	노)																						9	

広島県立広島中央特別支援学校 〒732-0009 広島市東区戸坂千足二丁目 1番 4号 TEL 082-229-4134 FAX 082-229-4136

1 募集幼児

平成30年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた幼児

2 入学定員

若干名

3 出願に係る就学区域

広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則に基づき、広島県一円とする。

4 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に該当する程度の視覚障害者とする。

なお、身体障害者手帳の交付を受けていない者の出願資格の有無の判断に当たっては、「令和6年 度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」に準ずること。

- 5 出願の手続
- (1) 出願書類
  - ア 入学願書
  - イ 校長が別に定める書類(調査書)
- (2) 出願方法
  - ア 提出先

広島県立広島中央特別支援学校

イ 提出方法

出願書類に必要事項を記入し、広島県立広島中央特別支援学校長に提出する。

(3) 出願期間

令和6年1月22日(月)から令和6年2月2日(金)正午までとする。なお、郵便により提出する場合は、簡易書留郵便により、令和6年2月1日(木)までに必着するよう提出すること。

- 6 入学調査
- (1) 調査の方法

ア 調査日時 令和6年2月7日(水)

受付 9:40~10:00 調査 10:00~11:30

イ 調査場所

広島県立広島中央特別支援学校

ウ 調査内容

聞き取り調査、幼児の実態把握

エ 携行品・その他

筆記用具、上履き、障害者手帳

## (2) 調査結果の通知

- ア 調査結果の発表期日 令和6年2月13日(火)までに通知する。
- イ 調査結果の通知方法 郵送による。

## 7 その他

- (1) 出願期間前に教育相談を受けること。出願書類等については、学校に直接問い合わせること。
- (2) 交通案内

ア JR

芸備線「戸坂駅」で下車(学校まで約300m)

イ バス

【JRバス、広島交通バス】

広島駅、新白島駅前又は広島バスセンターから、高陽A・B・C団地方面行きに乗り、千足バス停で下車(学校まで約100m)

【広島電鉄バス】

八丁堀から、12 号戸坂方面行きに乗り、千足バス停で下車(学校まで約150m)

(3) 入学調査当日に感染症に罹患するなどやむを得ない事由で欠席した場合及び入学調査実施後に保護者の転勤等により新たに志願することになった場合は、広島県立広島中央特別支援学校長を通じて広島県教育委員会に協議を行い、広島県教育委員会の指示に従って手続を行うこと。

広島県立広島南特別支援学校 〒 730-0822 広島市中区吉島東二丁目 10-33 TEL 082-244-0421 FAX 082-244-0423

#### 1 募集幼児

平成30年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた幼児

#### 2 入学定員

若干名

## 3 出願に係る就学区域

広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則に基づき、広島市、三原市(大和町に限る。)、府中市(上下町に限る。)、三次市、庄原市、大竹市、東広島市(黒瀬町、黒瀬松ケ丘、黒瀬学園台、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬切田が丘一丁目から三丁目まで、黒瀬春日野一丁目及び二丁目、黒瀬楢原北一丁目から三丁目まで、黒瀬楢原西一丁目及び二丁目並びに安芸津町を除く。)、廿日市市、安芸高田市、江田島市(江田島町を除く。)、安芸郡、山県郡、豊田郡、世羅郡(世羅町のうち小国、上津田、黒川、下津田、中、長田、山中福田、吉原に限る。)及び神石郡とする。

## 4 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に該当する程度の聴覚障害者とする。

なお、身体障害者手帳の交付を受けていない者の出願資格の有無の判断に当たっては、「令和6年 度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」に準ずること。

## 5 出願の手続

- (1) 出願書類
  - ア 入学願書
  - イ 校長が別に定める書類(調査書)
- (2) 出願方法
  - ア 提出先

広島県立広島南特別支援学校

イ 提出方法

出願書類に必要事項を記入し、広島県立広島南特別支援学校長に提出する。

(3) 出願期間

## ア 入学願書

令和6年1月9日(火)から令和6年1月19日(金)正午までとする。なお、郵送により提出する場合は、簡易書留郵便により令和6年1月18日(木)までに必着するように提出すること。

イ 校長が別に定める書類(調査書)

入学願書と併せて提出すること。

## 6 入学調査

(1) 調査の方法

ア 調査日時 令和6年2月13日(火)

受付 9:45~10:00 調査 10:00~12:00

イ 調査場所

広島県立広島南特別支援学校

ウ 調査内容

聞き取り調査、幼児の実態把握

エ 携行品・その他筆記用具、上履き、障害者手帳

(2) 調査結果の通知

ア 調査結果の発表期日 令和6年2月20日(火)

イ 調査結果の通知方法 郵送による。

## 7 その他

- (1) 出願期間前に教育相談を受けること。出願書類等については、学校に直接問い合わせること。
- (2) 交通案内

ア JR広島駅前から、 広島バス 24番「吉島営業所」又は「吉島病院」行(紙屋町経由) に乗車し、「広島南特別支援学校前」バス停で下車

- イ アルパークから、広島バス 50 番「御幸橋」又は「広島駅」行に乗車し、「吉島東」バス停で下車(学校まで南へ約 300m)
- (3) 入学調査当日に感染症に罹患するなどやむを得ない事由で欠席した場合及び入学調査実施後に保護者の転勤等により新たに志願することになった場合は、広島県立広島南特別支援学校長を通じて広島県教育委員会に協議を行い、広島県教育委員会の指示に従って手続を行うこと。

広島県立尾道特別支援学校 〒722-0022 尾道市栗原町 1524 TEL 0848-22-5248 FAX 0848-22-5249

## 1 募集幼児

平成30年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた幼児

## 2 入学定員

若干名

## 3 出願に係る就学区域

広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則に基づき、三原市(大和町を除く。)、尾道市、福山市、府中市(上下町を除く。)及び世羅郡(世羅町のうち小国、上津田、黒川、下津田、中、長田、山中福田、吉原を除く。)とする。

## 4 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に該当する程度の聴覚障害者とする。

なお、身体障害者手帳の交付を受けていない者の出願資格の有無の判断に当たっては、「令和6年 度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」に準ずること。

## 5 出願の手続

(1) 出願書類

ア 入学願書

イ 校長が別に定める書類(調査書)

(2) 出願方法

ア 提出先

広島県立尾道特別支援学校

イ 提出方法

出願書類に必要事項を記入し、広島県立尾道特別支援学校長に提出する。

(3) 出願期間

## ア 入学願書

令和6年1月30日(火)から令和6年2月6日(火)正午までとする。なお、郵送により提出する場合は、簡易書留郵便により、令和6年2月5日(月)までに必着するように提出すること。

イ 校長が別に定める書類(調査書)

入学願書と併せて提出すること。

## 6 入学調査

(1) 調査の方法

ア 調査日時 令和6年2月16日(金)

受付 10:00 ~ 10:15 調査 10:30 ~ 12:00

イ 調査場所

広島県立尾道特別支援学校

ウ 調査内容

聞き取り調査、幼児の実態把握

エ 携行品・その他 筆記用具、上履き、障害者手帳

(2) 調査結果の通知

ア 調査結果の発表期日 令和6年2月22日(木)までに通知する。

イ 調査結果の通知方法 郵送による。

#### 7 その他

- (1) 出願期間前に教育相談を受けること。出願書類等については、学校に直接問い合わせること。
- (2) 交通案内

ア JR山陽本線「尾道」駅から

- (7) おのみちバス 三美園線 [5番のりば] 「三美園」下車(徒歩10分)
- (イ) おのみちバス・中国バス 尾道工業団地線〔4番のりば〕「松岡団地口」下車(徒歩15分)
- (ウ) 中国バス 尾道・三成・市・甲山線〔4・5番のりば〕「松岡団地口」下車(徒歩15分)
- イ JR山陽本線「東尾道」駅から

おのみちバス 東尾道駅~尾道工業団地線「三美園団地西」下車(徒歩10分)

- ウ 山陽新幹線「新尾道駅」から
  - (7) 徒歩 30 分
  - (イ) おのみちバス 三美園線 [3番のりば] 「三美園」下車(徒歩10分)
- (3) 入学調査当日に感染症に罹患するなどやむを得ない事由で欠席した場合及び入学調査実施後に保護者の転勤等により新たに志願することになった場合は、広島県立尾道特別支援学校長を通じて広島県教育委員会に協議を行い、広島県教育委員会の指示に従って手続を行うこと。

広島県立呉南特別支援学校 〒737-0003 呉市阿賀中央5丁目13-71 TEL 0823-71-8263 FAX 0823-72-7307

#### 1 募集幼児

平成30年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた幼児

## 2 入学定員

若干名

#### 3 出願に係る就学区域

広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則に基づき、呉市、竹原市、東広島市(黒瀬町、 黒瀬松ケ丘、黒瀬学園台、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬切田が丘一丁目から三丁目まで、黒瀬春日野 一丁目及び二丁目、黒瀬楢原北一丁目から三丁目まで、黒瀬楢原東一丁目から三丁目まで、黒瀬 楢原西一丁目及び二丁目並びに安芸津町に限る。)及び江田島市(江田島町に限る。)とする。 また、次に掲げる地域に保護者の住所が属する者は、広島県立呉南特別支援学校に就学するこ とができる。

東広島市(黒瀬町、黒瀬松ケ丘、黒瀬学園台、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬切田が丘一丁目から三丁目まで、黒瀬春日野一丁目及び二丁目、黒瀬楢原北一丁目から三丁目まで、黒瀬楢原東一丁目から三丁目まで、黒瀬楢原西一丁目及び二丁目、福富町、豊栄町、河内町、入野中山台一丁目から五丁目まで、河内臨空団地並びに安芸津町を除く。)及び安芸郡(熊野町に限る。)

## 4 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に該当する程度の聴覚障害者とする。

なお、身体障害者手帳の交付を受けていない者の出願資格の有無の判断に当たっては、「令和6年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」に準ずること。

#### 5 出願の手続

(1) 出願書類

ア 入学願書

イ 校長が別に定める書類(幼稚部入学志願者状況調査書)

- (2) 出願方法
  - ア 提出先

広島県立呉南特別支援学校

イ 提出方法

出願書類に必要事項を記入し、広島県立呉南特別支援学校長に提出する。

(3) 出願期間

ア 入学願書

令和6年1月29日(月)から令和6年2月9日(金)正午までとする。なお、郵便により提出する場合は、簡易書留郵便により令和6年2月8日(木)までに必着するよう提出すること。

イ 校長が別に定める書類(幼稚部入学志願者状況調査書)

入学願書と併せて提出すること。

## 6 入学調査

(1) 調査の方法

ア 調査日時 令和6年2月16日(金)

受付 9:30~10:00 調査 10:00~12:00

イ 調査場所

広島県立呉南特別支援学校

ウ 調査内容

聞き取り調査及び幼児の実態把握

エ 携行品・その他 筆記用具、上履き、障害者手帳

(2) 調査結果の通知

ア 調査結果の発表期日 令和6年2月21日(水)

イ 調査結果の通知方法 郵送による

## 7 その他

- (1) 出願期間前に教育相談を受けること。出願書類等については、学校に直接問い合わせること。
- (2) 交通案内

ア JR

呉線「安芸阿賀」駅で下車(学校まで東へ約500m)

イ バス

広電バス「先小倉」バス停で下車(学校まで南へ 200m)

(3) 入学調査当日に感染症に罹患するなどやむを得ない事由で欠席した場合及び入学調査実施後に保護者の転勤等により新たに志願することになった場合は、広島県立呉南特別支援学校長を通じて広島県教育委員会に協議を行い、広島県教育委員会の指示に従って手続を行うこと。

## 学校教育法施行令 (抜粋)

(昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号)

第二十二条の三 法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由 者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	<ul><li>知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの</li><li>知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</li></ul>
肢体不自由者	<ul><li>一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの</li><li>二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</li></ul>
病弱者	<ul><li>一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの</li><li>二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの</li></ul>

## 備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本産業規格によるオージオメータによる。